

令和7年度第4回農業委員会総会議事録

開会月日	令和7年7月25日(金)		開議の時刻	午前10時20分		
場 所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前11時16分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	欠 席
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	出 席
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	欠 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	出 席
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		欠 席	
	唐 子	戸井田 貞義	欠 席		小峰 進	出 席
		長谷部 高治	出 席			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	欠 席				
副主幹	荒能 豊	出 席				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 3 番 高橋 満康 委員 4 番 山下 正行 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、鶴ヶ島市在住の申請人（受人）より、朝霞市在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 松山地区・須長委員より、2 番の申請について、大字東平在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、追認による住宅敷地の敷地拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は住宅敷地の一部となっている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、住宅敷地の敷地拡張の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず追認による許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について 松山地区・須長委員より、3 番の申請について、上尾市在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅の一</p>

部に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は現在の住宅の一部となっている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 4番の申請について

松山地区・須長委員より、4番の申請について、東京都港区に所在する申請人（受人）としての法人より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑1筆）を、資材置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10h a未満であるため第2種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 5番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、大字岩殿在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 6番の申請について

事務局より、筆の合計数が誤って3筆と記載されているが、2筆が正しい旨資料の訂正の説明がなされた。

唐子地区・荒川委員より、6番の申請について、大字上唐子在住の申請人（受人）より、千葉県流山市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑2筆）を、駐車場・資材置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、駐車場・資材置場の必要性が認めら

れるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

鹿田委員より、申請者は個人なのに資材置場が必要なのか、との質問がなされた。

事務局より、受人は個人事業主である旨の説明がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 7番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、7番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、鶴ヶ島市在住の申請人（渡人）が、大字高坂地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 8番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、8番の申請について、比企郡川島町に所在する申請人（受人）としての法人より、坂戸市在住の申請人（渡人）が、大字宮鼻地内に所有する農地（畑1筆）を、自動車等の置場（資材置場）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自動車等の置場（資材置場）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 9番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、9番の申請について、比企郡ときがわ町に所在する申請人（受人）としての法人より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）が、大字宮鼻地内に所有する農地（田2筆：畑3筆）を、テニスコートに転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断される農地と、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模

<p>議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断される農地が混在しているが、転用の面積に占める第 1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えておらず、テニスコートの必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>10 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、10 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、東京都北区在住の申請人（渡人）が、大字大黒部地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>11 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、11 番の申請について、鶴ヶ島市在住の申請人（受人）より、東京都北区在住の申請人（渡人）が、大字大黒部地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p> <p>鹿田委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p>
--	--

議案第 3 号  
農業振興地域  
整備計画の変  
更申出につい  
て協議の件

荒川委員より、三郷市在住の借受人について、通作距離が長いが耕作が続けられるのか、また、筆により契約期間が違うが何か理由があるのか、との質問がなされた。

武川委員からも、三郷市在住の借受人について、通作距離が長いが耕作できるのか、との質問がなされた。

市農政課より、現在この土地を借受けている者が体調を崩してしまった。そのため、現に耕作の手伝いをしている三郷市在住の借受人が、現在の契約を引き継ぐ形で借受けることになった。実際に耕作・管理の手伝いが出来ているので、通作距離の長さは問題ない旨判断した。また、契約期間については、元の契約を引き継いでいるため、筆ごとに違う旨の説明がなされた。

久保田会長より、申請の中に一部使いの筆があるが、中間管理機構を通しての貸借でも一部のみの貸借は可能なのか、との質問がなされた。

市農政課より、問題ない旨の回答がなされた。

議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更申出について協議の件について

議長は市農政課に対し説明を求め、市農政課より農業振興地域整備計画の変更の申出があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。

#### (1) 農用地区域からの除外案件

##### 1 番から 2 番の事案について

大岡地区・高橋委員より、1 番から 2 番の事案について、申出書確認の結果、切土により発生する土について適切な処理が必要との懸念が示されたが、除外はやむを得ないとの報告がなされた。

##### 3 番から 7 番の事案について

唐子地区・荒川委員より、3 番から 7 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。

農政課より、6 番の申請について、申請地が良好な農地とは言えない状態なので、申請地が是正されたら除外はやむを得ないという判断になる、との説明がなされた。

##### 8 番から 10 番の事案について

高坂地区・鹿田委員より、8 番から 10 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ない、との報告がなされ

<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p> <p>その他</p>	<p>た。</p> <p>11 番から 15 番の事案について 野本地区・杉浦委員より、11 番から 15 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、5 件を確認する。</p> <p>農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>解除条件付貸借にかかる報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 7 年 8 月 25 日（月） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午前 11 時 16 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 7 年度第 4 回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和 7 年 8 月 25 日</p> <p>議長 久保田 節子</p> <p>委員 高橋 満康</p> <p>委員 山下 正行</p>
--	--